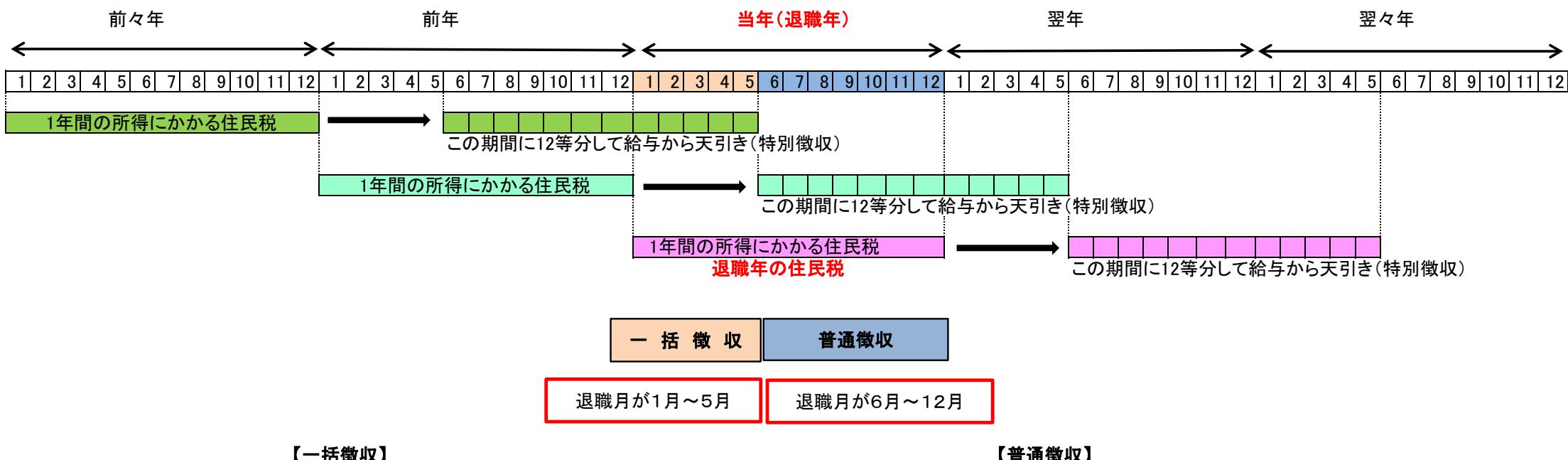


住民税の仕組み(退職)



【一括徴収】

1～5月の間は、前々年の所得に対する住民税を納付します。
したがって、この時期のどの日に退職しても、退職時に原則として一括で前々年分の住民税が給与から天引きされます。

※特別な理由がある場合は普通徴収も可能

- ・最後の給与が少なく一括で控除しきれない
- ・貸与物の弁償金・寮修繕費・清掃費を優先して差し引く為に残りの給与から住民税の控除ができない場合
- ・本人の強い希望が有る場合等

前年分までの住民税は、市区町村から個人宛に送られる納税通知書にしたがって納付することになります。

【普通徴収】

6～12月の間の退職では、退職月分の住民税(前年分)が天引きされます。
残りの住民税(前年分)は、市区町村から個人宛に送られる納税通知書にしたがって納付することになります。
なお、退職時に給与から一括で納付することもできます。